

横浜地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税取消処分等請求事件
国側当事者・国(横須賀税務署長)
平成22年5月12日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	山下 光
同	瀬古 宜春
同	本田 正士
同	國村 武司
同	高橋 瑞徳
同	松本 純也
同	佐藤 鉄平
同	滝島 広子
被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	横須賀税務署長
	村上 幸宏
被告指定代理人	中野 康典
同	殖栗 健一
同	石澤 秀臣
同	萬 健一
同	松本 隆臣
同	引地 俊二
同	植山 昌文

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

- 1 横須賀税務署長が平成20年3月31日付けで原告に対してした平成16年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、欠損金額2億2410万0829円を超える部分、還付金額16万2252円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金2億3282万0240円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、横須賀税務署長が原告の平成16年1月1日から同年12月31日までの事業年度（以下「本件事業年度」という。）の法人税額の算出に当たり、同年度中に株式会社B（以下、単に「B」という。）に支払った土地建物購入代金5億3000万円のうち2億9231万3989円を、原告の申告に反し、Bに対する寄附金と認定した上、平成20年3月31日付けで法人税の更正処分と加算税の賦課決定（以下「本件処分」という。）をしたのに対し、これが寄附金に該当しないとして、その限度において、原告が本件処分の取消しを求める事案である。

2 前提事実

(1) 原告及びBは、原告代表者の父乙を筆頭株主として設立された会社である。原告の代表取締役甲は乙の次男、Bの代表取締役丙は乙の長男である。原告はスポーツ事業、サービス業、不動産業を展開する一方、Bは廃棄物処理業を中心とした事業を行っている（争いが無い。甲3、4）。

(2) 原告は、平成9年12月1日、Bとの間で、原告がBに対し、別紙物件目録記載1ないし3の土地（以下「本件土地」という。）及び同目録記載4の建物（以下「本件建物」といい、本件土地と併せて、「本件土地建物」という。）を、5億4969万1546円（内訳は、本件土地4億8417万2000円、本件建物6551万9546円）で売却することを内容とする「土地付建物売買契約書」を取り交わした（以下これを「平成9年契約」という。甲5の1）。同契約書の契約条項中には、譲渡担保をうかがわせる記載や買戻し特約の定めはない。本件土地建物については、同日売買を原因としてBに対し、所有権移転登記が経由された（乙3の1ないし4）。同時に、平成16年3月まで、本件土地建物は、Bの固定資産に計上され、同社において本件建物の減価償却費が計上された（乙4の1、3、4、6、7及び9）。

また、原告は、同日、Bとの間で、原告がBに対し、「C」及び「D」の屋号で営業していた飲食店の営業権及び設備を、2億4745万2652円（内訳は、営業権1億7000万円、設備7745万2652円）で譲渡することを内容とする「営業権及び店舗設備一式譲渡契約書」を取り交わした（甲6）。

(3) 原告は、税務調査で上記営業権等の譲渡金額1億7000万円のうち、未償却額1億0200万円分が過大であるとの指摘を受け、Bからこれを過払分として返還するよう要請を受けたとして、平成11年5月31日付けで、Bとの間で、1億0200万円を平成12年から10年間をめどとしてBに返還する旨を内容とする合意書を取り交わした（以下これを「平成11年合意」という。甲10）。同合意書には、10年間のうちに、物件の時価相場が下がった場合、Bの申出により、原告が時価相場で買い戻す旨が記載されている。他方、同日付けの原告の取締役会決議を受けて、同日付けで作成された、原告とBとの間の覚書では、上記合意書と異なり、上記営業権等の譲渡代金の過払金1億0200万円を平成12年中にBに返金することになっており、買戻しについての定めもない（乙7、8）。この覚書作成後、再度検討した結果作成されたとする平成11年6月2日付けの原告とBとの間の合意書では、1億0200万円を平成12年中ではなく、平成12年から5年間をめどに支払うと変更されているが、これにも買戻しについての定めはない（乙9）。そして、1億0200万円の支払期限が平成12年中とあったのを、同年から5年間をめどに行うと変更した件については、その旨決議したとの取締役会議事録が平成11年6月3日付けで作成されている（乙10）。なお、上記平

成11年5月31日付け合意書(甲10)、同日付け覚書(乙8)、同年6月2日付け合意書(乙9)では、物件ないし店舗の表示として、「横須賀市所在のC」と「横須賀市所在のD」が明記されており、本文中の店舗の営業権(甲10、乙9)や営業権及び店舗設備一式(乙8)の記載からしても、不動産である本件土地建物まで含むものとは読み取れない。その後、平成15年2月10日付けで、上記金額を全額受け取ったとする原告あて領収書が、Bにより作成されている(甲11)。

(4) 原告は、平成16年3月25日、Bとの間で、本件土地建物をBから5億3000万円で買い受けるとの内容の「不動産売買契約書」を取り交わした(以下これを「平成16年契約」という。甲12)。同契約書の特約欄には、5億3000万円の内訳として、土地代が1億8620万円、建物代が5148万6011円、平成11年5月3日付け合意書による損失補填金が2億9231万3989円と明示されていた。そして、本件土地については、同年3月31日売買を原因として、原告に対する所有権移転登記が経由され(乙3の1ないし3)、本件建物については、平成9年12月1日売買を原因とする原告からBに対する所有権移転登記につき、平成16年3月31日、錯誤を原因とする抹消登記が経由された(乙3の4)。

原告は、この2億9231万3989円を損金に算入し、本件事業年度の法人税の確定申告をした(乙2の1ないし6)。

(5) 横須賀税務署長は、原告が支払った上記5億3000万円のうち、「損失補填金」名目で支払われた2億9231万3989円は原告のBに対する寄附金にあたるので、法令で定められた損金算入限度額を除いた2億9142万5823円は損金に算入されないものとし、また、その他、減価償却超過額及び支払利息のうち損金の額に算入されない額を加算した上、平成20年3月30日付けで、本件処分を行った(甲1)。

(6) 原告は、同年5月22日、2億9231万3989円を損金に認めないのは違法であるとして、本件処分に対する審査請求を行ったが、平成21年2月20日付けで、棄却された(甲2)。

(7) 原告は、同年8月20日、本訴を提起した。

第3 争点に関する当事者の主張

平成16年契約に基づいて原告が支払った代金の一部である2億9142万5823円は損金に算入されるかが本件の争点であり、これに関する当事者の主張は以下のとおりである。

(被告の主張)

原告は、平成16年契約に関して、Bが原告に対して本件土地建物を譲渡する対価をBの本件土地建物の帳簿価格を基準にして決定された5億3000万円とするため、本件土地建物の時価相当額に加えて、2億9231万3989円を「損失補填金」として支払うこととしたものである。

そうすると、「損失補填金」として原告がBに支払った2億9231万3989円は、原告がBに対し、単に同社の本件土地建物の譲渡損失を負担するため、自己の損失において専ら他の者に利益を供与したといえるのであって、その支払には対価性が認められない。

よって、2億9231万3989円は寄附金に該当するので、法令で定められた損金算入限度額を除いた2億9142万5823円は損金に算入されないとして行った本件処分は適法である。

なお、平成16年契約の法的性質についての原告の主張を前提としても、2億9142万5823円が損金として算入されることはない。よって、原告の主張は失当である。

(原告の主張)

平成9年契約、平成11年合意及び平成16年契約を全体としてみれば、平成9年契約は原告がBから経済支援を受けるためになされたものであり、その法的性質は、消費貸借契約及びこれに基づく貸金返還債務についての譲渡担保権設定契約に類似した契約、貸金返還を条件とする解除権留保付きの売買契約に類似した契約等とみるべきである。そして、平成16年契約は、平成9年契約によって受けた援助を解消するためになされたものと解すべきである。

よって、平成16年契約を単純な売買契約と解して「損失補填金」2億9231万3989円を寄附金にあたるとした本件処分は違法であり、2億9142万5823円は損金として算入されるべきである。

第4 当裁判所の判断

- 1 (1) 原告は、複数の事業年度にわたる平成9年契約、平成11年合意及び平成16年契約を一体的に捉え、その性質を前記のとおり説明することによって、平成16年契約中損失補償金名目で支払った2億9231万3989円が、本件事業年度分の法人税額を算出するに当たり、損金と認められるべきであると主張している。
 - (2) しかし、平成9年契約の契約書（甲5の1）には、同契約が譲渡担保や解除権留保等に類似した性質を有する契約であることをうかがわせる条項は何もない。また、平成11年合意については、平成11年5月31日付け合意書（甲10）には、買戻し約束が明記されているものの、その文言からは、原告の経営していた飲食店の営業権及び設備の取引に関する合意と解されるから、その書面から本件土地建物に関して何らかの合意を行ったことを推認することはできない。また、平成16年契約の契約書（甲12）も、通常の不動産売買契約書が取り交わされているにとどまる。さらに、本件土地建物については、平成9年契約の契約書に沿って、原告からBに所有権移転登記が経由され、以後、平成16年契約まで、Bの資産として計上されるとともに、本件建物について減価償却がされている。そして、平成16年契約後には、本件土地については売買を原因として、Bから原告に対し所有権移転登記が経由され、また、本件建物についても、所有権移転登記の抹消により所有名義がBから原告に戻されている。
 - (3) 以上のとおりの各契約の締結、履行の状況にかんがみると、平成9年契約と平成16年契約は目的物を同じくするもののそれぞれが別個の売買契約として、法律上存在しているというべきである。原告は、これらを一連のものとして一体的にみるべきであると主張するが、その趣旨は、これらを消費貸借と譲渡担保に類似の契約ととらえるべきであるとするものであるところ、仮にその動機に原告に経済的支援を与えることがあったとしても、売買という法形式が採られ、本件土地建物の所有権が移転された以上、これに従った課税がされるべきものであり、平成16年契約中、本件土地建物の売買代金とされた5億3000万圓中、損失補償金と位置づけられた2億9231万3989円については、直接的な対価を伴わないでした支出といわざるを得ない。
 - (4) よって、これを損金として認めず、寄附金に当たるものとして、寄附金の損金算入限度額を控除した結果、算出された損金不算入額2億9142万5853円を当期の所得金額に加算した本件処分は適法である。
- 2 (1) また、仮に原告の主張を前提としても、そもそも、原告が主張する2億9142万5823円は、法人税額を算出するに当たり、損金として算入されるものではない。
 - (2) すなわち、原告の主張するところによれば、平成9年契約は、原告と関連が深いBによる原告に対する経済支援であり、無利息で融資をすると贈与として課税されるおそれがあること

から、原告が、経済的に見合わない不相当な金額で本件土地建物をBに売却することにより、同社から売買代金の名目で資金的援助を受け、その後、この援助を解消すべく、平成16年契約を締結、履行することにより、受けた援助金を返済したことになるというのである。

そうすると、平成16年契約は、原告の有する5億3000万円をもって5億4969万1546円分の貸金返還債務を消滅させたものとして扱われることになるから、原告の主張を前提としても、かかる契約によって原告の借入額と返済額の差額分の益金が生じたと評価され得るものの、少なくとも、原告に損失が生じたと評価することはできないこととなる。

(3) したがって、仮に原告の見解を前提にしたとしても、平成16年契約によって原告が支払った対価の一部である2億9142万5823円は損金として算入されないのであるから、原告の主張は失当であるといわざるを得ない。

第5 結論

以上によれば、原告の主張はそもそも認め難いものである上、仮に原告の見解を前提としても、平成16年契約によって原告が支払った対価の一部である2億9142万5823円は損金として算入されるものではないのであるから、原告の請求は理由がない。よって、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 佐村 浩之

裁判官 西森 政一

裁判官 西岡 慶記

物件目録

- | | | |
|---|------|-----------------|
| 1 | 所在地 | 横須賀市 |
| | 地番 | |
| | 地目 | 宅地 |
| | 地積 | 299.49平方メートル |
| 2 | 所在地 | 横須賀市 |
| | 地番 | |
| | 地目 | 宅地 |
| | 地積 | 283.63平方メートル |
| 3 | 所在地 | 横須賀市 |
| | 地番 | |
| | 地目 | 宅地 |
| | 地積 | 32.51平方メートル |
| 4 | 所在地 | 横須賀市 |
| | 家屋番号 | |
| | 種類 | 店舗 |
| | 構造 | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床面積 | 1階 298.35平方メートル |
| | | 2階 295.77平方メートル |